

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和市小児医療費助成条例（平成 7 年大和市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「この項において」を削り、「引続き」を「引き続き」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「満 12 歳」を「満 15 歳」に改め、「者」の次に「(卒業月の末日（当該児童等が中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日）が満 18 歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満 18 歳に達する日の属する月の末日までにある者を含む。)」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同条第 6 項中「第 4 項第 1 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とする。

第 3 条第 1 項中「(乳児及び児童等（以下「乳児等」という。）以外の小児にあつては入院に係る医療に限る。)」を削り、同条第 2 項中「乳児以外の小児」を「児童等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童等の誕生日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間にある場合 当該誕生日の属する年の前々年の所得
- (2) 児童等の誕生日が 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にある場合 当該誕生日の属する年の前年の所得

第 5 条第 1 項中「乳児等」を「小児」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「小児（乳児等を除く。）の医療費の助成は、市長が」を「前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、」に、「によって行う」を「ができる」に改める。

第 6 条中「乳児等」を「小児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた小児の医療費の助成については、なお従前の例による。